

広島県登録リサイクル製品の登録申請及び変更届出に係る標準処理期間

区分	審査内容	標準処理期間(日)			
		登録申請		変更届出	
		製造事業所が 広島市内	左記以外	製造事業所が 広島市内	左記以外
厚生環境事務所(支所) (経由機関)	申請書及び添付書類の形式審査, 指導, 現地調査	-	17	-	2
	起案, 決裁	-	2	-	2
	進達	-	1	-	1
	小計	-	20	-	5
循環型社会課 (処分庁)	広島市意見照会	20	-	-	-
	内容審査	10	10	5	5
	起案, 決裁	2	2	2	2
	登録	1	1	1	1
	事務所への通知	-	1	-	1
	事業者への通知	1	1	1	1
小計	34	15	9	10	
合計		34	35	9	15

ただし、審査の過程において書類を差し替える必要が生じた場合、その指導をしてから差替書類が提出されるまでの期間は、標準処理期間の算定から除外する。